

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

2

◇ 教育委員会

- 北九州市博物館登録規則【市民文化スポーツ局文化部文化企画課】

3

- 北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】

9

北九州市公告第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和5年3月14日

北九州市長 武内和久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区守恒本町二丁目11番106、11番109から11番111まで、190番1から190番15まで、191番6、191番10、191番11及び199番6	北九州市小倉南区石原町395番地の1 南協商事株式会社 代表取締役 増田 哲

北九州市博物館登録規則をここに公布する。

令和5年3月14日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第1号

北九州市博物館登録規則

北九州市博物館登録規則（平成27年北九州市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 法第11条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、博物館登録申請書（第1号様式）（以下「博物館登録申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 法第12条第1項第3号の教育委員会の定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 登録を受けようとする博物館の設置年月日

（2） その他教育委員会が必要と認める事項

3 法第12条第2項第3号の教育委員会の定める書類は、教育委員会が別に定める。

（登録の審査）

第3条 教育委員会は、登録の申請があったときは、博物館登録申請書及び添付書類（法第12条第2項第1号及び第2号に掲げる書類並びに前条第3項の規定により教育委員会が定める書類をいう。）並びに実地調査等に基づき、法第13条第1項に規定する登録の審査を行うものとする。

2 法第13条第1項第3号から第5号までの教育委員会の定める基準は、教育委員会が別に定める。

（博物館登録原簿）

第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、博物館登録原簿（第2号様式）とする。

（変更の届出）

第5条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（第3号様式）により行うものとする。

(教育委員会への定期報告)

第6条 登録を受けた博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告については、教育委員会が別に定める。

(博物館の廃止)

第7条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、博物館廃止届(第4号様式)により行うものとする。

(市の設置する博物館に関する特例)

第8条 第5条から前条までの規定は、市の設置する博物館については、適用しない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

北九州市教育委員会 様

申請者

博物館法第 11 条の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 博物館の設置者の名称
- 2 博物館の設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 博物館の設置年月日
- 6 その他

（日本産業規格 A 4）

第 2 号様式（第 4 条関係）

博物館登録原簿

事項	登録	登録変更			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	北九州市教委 第 号				
博物館の 設置者の 名称					
博物館の 設置者の 住所					
博物館の 名称					
博物館の 所在地					
備考					

（日本産業規格 A 4）

第 3 号様式（第 5 条関係）

博物館登録事項変更届

年 月 日

北九州市教育委員会 様

博物館の設置者

博物館法第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更するので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の設置者の名称
- 2 博物館の設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 変更年月日

注 該当事項のみ記入すること。

（日本産業規格 A 4）

第 4 号様式（第 7 条関係）

博物館廃止届

年 月 日

北九州市教育委員会 様

博物館の設置者

博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の設置者の名称
- 2 博物館の設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 廃止年月日
- 6 廃止の理由

（日本産業規格 A 4）

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月14日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部を改正する訓令

北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程（昭和51年北九州市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第4号及び第5号中「中学校」の次に「、高等学校」を加える。

付 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。